

解散公告(第一回)

当土地改良区は、令和八年三月三十一日に解散したため、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法(昭和二十四年法律第一九五号)第六十九条の二の規定により公告します。なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山口県岩国市天尾

清算法人岩国市天尾土地改良区

代表清算人 古川 和仁

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月二十六日東京都知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都立川市高松町三丁目二番九号

医療法人財団良友会

清算人 黒田 亮平

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月二日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山梨県西八代郡市川三郷町空二一四番地

宗教法人諏訪神社

清算人 弁護士 田中 謙一

連絡先 山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木ビル三階

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月八日山口地方裁判所支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山口県宇部市大字棚井一〇〇五番地一

宗教法人照教寺

連絡先 清算人 弁護士 前田 琢治
山口県宇部市山町一丁目四一 前田法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

高知市高須三丁目一番二八号

医療法人康仁会

清算人 濱田 康生

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

鹿児島県いちき串木野市元町二〇〇番地

医療法人勝目眼科

清算人 勝目 紀一

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年九月二十七日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

石川県野々市市本町三丁目七番二一〇番地

医療法人社団大倉外科医院

清算人 大倉 典子

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山市南区福富西二丁目五番四〇号

医療法人社団緑竹会

清算人 竹原 謙三

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山口県柳井市伊保庄二八〇番地

農事組合法人讃気

清算人 増垣 巖

清算人 松永 茂夫

清算人 宗里 勝

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年五月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

高知県香南市野市町西野二一九二番地二

医療法人レザレクト

清算人 藤川 義久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区芋沢字下野下五番地二、最後の住所仙台市泉区館三丁目三八番地の四 被相続人 亡 佐藤 雄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号

グランドメゾン片平四階 氏家利和法律事務所

務所 相続財産清算人 弁護士 北爪 賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市土崎港北二丁目二三番、最後の住所秋田県大館市鉾釣字大杉七七番地一 有料老人ホームくるみの家鉾釣 被相続人 亡 宇野 春一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十日

秋田県大館市赤館町二番三三

相続財産清算人 司法書士 山口祐三子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市天川大島町三丁目三〇番地二六、最後の住所群馬県前橋市天川大島町三丁目三〇番地二六 被相続人 亡 倉林 正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号

相続財産清算人 弁護士 石井匠太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字古谷本郷一四三一番地二、最後の住所埼玉県富士見市大字勝瀬七九六番地三 被相続人 亡 忍田 愛美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十日

埼玉県川越市東田町六番地八谷澤ビル二階

二〇二号室小寺智子法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小寺 智子

第2期決算公告			
令和8年3月16日			
東京都渋谷区渋谷三丁目6番15号			
21フィニッシュ株式会社			
代表取締役 後藤 浩一・ユウ・チヨウ			
貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)			
科 目		金 額(百万円)	
資産部	流動資産	5,027	
	固定資産	19,855	
	資産合計	24,882	
負債及び純資産部	流動負債	4,888	
	固定負債	15,447	
	負債合計	20,335	
	純資産	4,002	
	資本金	774	
	剰余金	12,369	
	利益剰余金	12,369	
	その他の利益剰余金	△9,140	
	新株予約権	△9,140	
	負債・純資産合計	24,882	